

## 坂出市低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）および坂出市契約規則（昭和40年規則第2号。以下「契約規則」という。）第16条の2第2項（契約規則第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき実施する低入札価格の調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (調査対象工事)

第2条 低入札価格調査を設定する対象は、総合評価落札方式による競争入札に付する工事とする。

### (低入札価格調査基準価格の設定)

第3条 前条に規定する低入札価格調査の対象工事に係る請負契約を締結しようとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）および調査基準価格から消費税および地方消費税に相当する額を控除した入札書比較低入札価格調査基準価格（以下「入札書比較調査基準価格」という。）を算出するものとする。

2 入札書比較調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が、予定価格から消費税および地方消費税に相当する額を控除した額（以下この条において単に「予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(4) 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

3 上記(1)から(4)に掲げる額が明確に区分されていないもの、または市長が特に認めたものについては、上記の設定方法にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

### (予定価格表への記載)

第4条 入札書比較調査基準価格（第7条第1項の規定により数値的判断基準を設定した場合に

あつては、入札書比較調査基準価格および同条第2項において読み替えて準用する前条第2項および第3項の規定により算出した数値的判断基準に係る価格)等を、契約規則第12条第1項に規定する予定価格に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、次のことを周知するものとする。

- (1) 契約規則第16条の2第2項の規定の適用があること。
- (2) 入札書比較調査基準価格を下回った入札が行われた場合の落札者決定の方法および結果の通知方法
- (3) 入札書比較調査基準価格を下回った入札を行った者は、最高の評価値をもって入札を行った者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 入札書比較調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。  
(落札決定の保留)

第6条 入札の結果、最低価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)の入札価格が入札書比較調査基準価格を下回った場合には、入札参加者に対し、最低価格入札者の入札価格が入札書比較調査基準価格を下回ったため低入札価格調査を行う可能性があることを理由に落札者の決定を保留する旨を電子入札システムにより通知するものとする。電子入札システムによらない入札の場合は、入札会場においてその旨を宣言し、郵便等による入札の場合は書面等で通知するものとする。

(数値的判断基準による低入札価格調査の実施)

第7条 低入札価格調査においては、数値的判断基準を設定することができる。

2 第3条第2項(同項ただし書を除く。)および第3項の規定は、数値的判断基準に係る価格の算出に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項本文	10分の9.2	10分の8.7
第3条第2項第4号	10分の6.8	10分の3
第3条第3項	10分の9.2	10分の8.7

3 数値的判断基準を設定した入札において、前条により落札者決定を保留した場合、入札者が提出した積算内訳書において直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の各費用が計上されていない場合または入札者の入札価格が前項において読み替えて準用する第3条第2項および第3項の規定により算出した数値的判断基準に係る価格に満たない場合は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、次条第1項に規定する低入札価格調査に先立ち、当該入札者を落札者とししないものとする。

4 予定価格の制限の範囲内の価格で、数値的判断基準に係る価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者(以下「最高評価値入札者」という。)を次条第1項に規定する調査票による低入札価格調査対象者(以下「調査対象者」という。)または落札者(落札候補者を含む。以下同じ。)とする。

5 第3項の規定により落札者とししない場合、その者に対し、その旨を電子入札システムにより

通知するものとする。電子入札システムによらない入札の場合は、様式1によりその旨を通知するものとする。

(調査表による低入札価格調査の実施)

第8条 最高評価値入札者の入札価格が入札書比較調査基準価格を下回った場合は、調査対象者となった者に対し、様式2により通知をした上で、次に掲げる事項のうち必要な項目について、調査対象者から書面の提出を求めて調査を行うとともに、必要に応じて調査対象者から事情聴取を行うものとする。この場合においては、調査および事情聴取の結果を低入札価格調査表(様式3)に記載するものとする。

- (1) その価格により入札した理由および入札価格の内訳書
- (2) 調査対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 調査対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 資材購入先および購入先と入札者との関係
- (5) 過去に施工した公共工事名および発注者
- (6) 前号の公共工事の成績状況
- (7) 下請業者の概要
- (8) 技術者
- (9) 会社従業員
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況(保証会社等への照会)
- (12) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況など)
- (13) その他必要な事項

2 調査書面の提出期限は、通知日の翌日から起算して7日以内(ただし、休日(坂出市の休日)を定める条例(平成元年坂出市条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。)を除く。また、最終日の提出は午後5時までとする。)とし、提出期限内に調査書類の提出がない場合は、調査対象者は落札者となれないものとする。

(審査の実施)

第9条 調査および事情聴取後速やかに、坂出市工事請負等審査委員会(以下「委員会」という。)に様式4により報告するものとする。この場合において、委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2 委員会は、低入札価格調査表に基づき審査を行い、契約規則第16条第1項各号のいずれかに該当する事由があるか否かについて、その結果を様式5により総務課長および契約担当課長に通知するものとする。

(落札者の決定等)

第10条 委員会での審査の結果に基づき、調査対象者が契約規則第16条第1項各号のいずれかに該当する事由がないと認めるときは、調査対象者を落札者と決定するものとする。

2 委員会での審査の結果に基づき、契約規則第16条第1項各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最高の評価値をもって入札した者「以下「次順位者」という。」を落札者と決定するものとする。

3 調査対象者を落札者としない場合にあつて、次順位者の入札価格が入札書比較調査基準価格を下回るときは、当該次順位者を調査対象者とし、第7条から第9条までおよび前2項の規定を適用する。当該次順位者を落札者としない場合にあつても、また同様とする。

(入札参加者への通知)

第11条 第7条第4項および前条の規定により落札者が決定した場合は、入札参加者全員に落札者決定通知を電子入札システムにより行うものとする。電子入札システムによらない場合は、様式6により通知するものとする。

2 前条第3項の規定により調査対象者が変更となった場合は、落札者としなない者に対しては落札者としなない旨を電子入札システムにより通知するものとし、電子入札システムによらない入札の場合は様式1により通知する。次順位者に対しては調査対象者となった旨を様式2により通知するものとする。

(契約締結時等の取扱い)

第12条 本調査を実施した工事において、契約内容に適合した履行がなされると判断し契約を締結する工事についての契約締結時および契約締結後の取扱いについては、別に定めるところにより実施するものとする。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式1（第7条、第11条関係）

年 月 日

殿

坂出市長

入札結果通知書

年 月 日に開札を行った結果、坂出市契約規則第16条の2第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた 工事について、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、貴社を落札者として決定しないこととなったので通知します。

殿

坂出市長

低入札価格調査制度における調査の実施について（通知）

年 月 日に開札を行った結果、坂出市契約規則第16条の2第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた 工事について、貴社の入札価格について低入札価格調査制度における調査を下記のとおり実施することになりましたので、下記により調査書類を提出してください。

なお、改めて事情聴取が必要となった場合には、別途日時・場所を通知します。

記

1. 提出資料

(1) 入札金額の内訳書、直前の事業年度以前3年度分の貸借対照表および損益計算書、ならびに(2)の事情聴取項目の説明に必要な書類

(2) 事情聴取項目

- ① その価格により入札した理由
- ② 対象工事付近の手持工事の状況
- ③ 対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 資材購入先および購入先と入札者との関係
- ⑤ 過去に施工した公共工事名および発注者
- ⑥ ⑤の公共工事の成績状況
- ⑦ 下請業者の概要
- ⑧ 技術者
- ⑨ 会社従業員
- ⑩ 経営内容
- ⑪ その他説明資料

2. 提出期限 年 月 日（ ）午後5時

3. その他

- (1) 調査書類提出後における内容の修正および再提出は、原則として認めません。
- (2) 調査書類の全部または一部を期限までに提出しない場合は、低入札価格調査を行うことなく当該入札において落札者となれません。
- (3) 調査書類は返却しません。

様式3（第8条関係）

低入札価格調査表

年 月 日

工 事 名	
入 札 者 名 (調査対象者)	
調査年月日 時間・場所	
出 席 者 (役職・氏名)	

(その1)

	調査項目	調査の内容	調査結果
1	その価格により 入札した理由	その理由	
2	手持工事の状況	対象工事付近の手持工事	
3	手持工事の状況	対象工事に関連する手持工事	
4	資材購入先および購入 先と入札者との関係	資材名および購入先 購入先との過去の取引状況	
5	過去に施工した公共工 事名および発注者	公共工事名・発注者・契約金額・ 工期・工事概要	
6	5の成績状況	過去に施工した公共工事の施 工状況・成績等の調査内容と結 果	
7	下請業者の概要	下請業者の概要	
8	技術者	配置予定技術者 在籍技術者数	
9	会社従業員	常時雇用従業員数	
	その他	手持ち機械一覧 使用機械一覧 その他必要な事項	

(その2)

10	経営内容	貸借対照表 損益計算書	
11	その他	その他必要な事項	

(その3)

調査の結果に対する意見	
項目	所見
坂出市契約規則第16条第1項各号のいずれかに該当する事由があるか否かについて、契約担当課等意見	
総務課長 契約担当課長（課長）	
印 印	

様式4（第9条関係）

年 月 日

坂出市工事請負等審査委員会委員長 殿

総務課長  
契約担当課長（課長）

低入札価格調査制度における調査結果について（報告）

年 月 日に開札を行った結果、坂出市契約規則第16条の2第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた 工事について、調査結果を低入札価格調査表のとおり報告します。

様式5（第9条関係）

年 月 日

総務課長 殿

契約担当課長 殿

坂出市工事請負等審査委員会委員長

低入札価格調査制度が適用された入札に係る審査結果について（報告）

年 月 日付けで報告のあった 工事について、坂出市工事請負等審査委員会の審査結果は次のとおりであるので通知します。

1. 工事名
2. 審査結果

年 月 日

殿

坂出市長

入札結果通知書

年 月 日に開札を行った結果、坂出市契約規則第16条の2第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた 工事について、調査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 工 事 名
2. 落 札 者
3. 落札金額（評価値）
4. 落札決定日